情報公開・個人情報保護審査会の役割

内閣府情報公開·個人情報保護審查会

1.情報開示請求等の不服を審査しています。

情報公開・個人情報保護審査会は、 第三者的立場から、公正かつ中立的 に調査審議を行っています。

情報公開·個人情報保護審查会

意見

諮問

答申

不服申立人 (開示請求者等) 不服申立て

裁決·決定

行政機関の長 独立行政法人等 (諮問庁)

行政文書 法人文書 個人情報

2.情報公開・個人情報保護審査会の権限

〈インカメラ審理〉

審査会は、必要があると認めるときは、対象となる文書等の提示を求めることができます。この求めは、拒むことができません。

<ヴォーンインデックス>

<mark>審査</mark>会は、対象となる文書等に記録さ<mark>れている情報の内容を分類・整理した資料の提出を 求めることができます。</mark>

<必要な調査>

審査会は、意見書又は資料の提出を求めること、鑑定その他必要な調査をすることができます。



3、情報公開・個人情報保護審査会の構成

<委員の任命>

<委員>

委員15名が3名ずつ5つの部会 に属し、各部会において調査審議 しています。

委員は、優れた識見を有する 者から、衆参両議院の同意を 得て、内閣総理大臣が任命し ます。任期は3年です。

<事務局>

審査会の調査審議を補佐するため、 独立の事務局が設けられています。



4. 国民の皆様への情報提供に努めています。

情報公開・個人情報保護審査会の答申は全て公開されています。

情報公開・個人情報保護審査会の答申は、下記のホームページで入手できます。

内閣府ホームページ (http://www.cao.go.jp)

